

# 一般社団法人千葉県安全運転管理協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県安全運転管理協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、安全運転管理者等の資質の向上及び安全運転管理体制の充実強化を図り、安全運転管理に関する啓発を行うとともに、自動車の運転者、歩行者等の交通事故防止に関する知識の普及、高揚を図る活動を行い、交通安全の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安全運転管理者に対する交通安全教育講習
- (2) 安全運転管理業務に関する調査、研究及び研修
- (3) 安全運転管理者等の官公庁及び各企業、団体並びに各事業所等に対する交通安全対策及び広報啓発活動等の推進
- (4) 地区安全運転管理者協議会の指導及び育成
- (5) 道路交通を利用する自動車の運転者、歩行者等に対する交通安全意識の普及高揚
- (6) 交通安全のための各種街頭活動等の推進
- (7) 広報啓発、機関紙、安全教育資料等の発行
- (8) 交通安全功労に対する表彰
- (9) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡及び協調
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会 員

#### (会員の種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 千葉県内の地区安全運転管理者協議会で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 安全運転管理に関する専門的知識を有する者で理事会において推薦されて入会したもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助する個人又は事業所若しくは団体で入会したもの

2 前項の会員のうち普通会員及び特別会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会届により、申込みをし、その承認を得なければならない。ただし、特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、会員になるものとする。

#### (会 費)

第7条 会員（第5条第1項第2号に掲げる者を除く。）は、総会において別に定めるところにより、普通会員にあっては会費を、賛助会員にあっては賛助会費を納入しなければならない。

2 退会又は除名される前に納入した会費、賛助会費その他の拠出金品は返還しない。

#### (退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として事業年度終了日から3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

- 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に支障ある時は、その総会において議長を選出する。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決 議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理権行使)

- 第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は、委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 11名以上15名以内

(2) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち4名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前 2 項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の承認を経て別に定める。

(顧問及び参与)

第 27 条 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、有職者及びこの法人に功労のあった者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、交通安全活動について高度の知識及び経験を有する者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 5 顧問及び参与の解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第 30 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議及び報告)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第4項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、直近の総会で承認を得なければならない。これ



を変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

### (事務局)

第 42 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関しては、理事会で別に定める。

## 第 11 章 雑 則

### (委 任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は城之内義雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は高橋功とする。